

議案第122号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率等) 第3条 [略] 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課 に係る令和2年度における保険料率は、同号の規 定にかかわらず、 <u>19, 517円</u> とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課 に係る令和2年度における保険料率は、同号の規 定にかかわらず、 <u>22, 770円</u> とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課 に係る令和2年度における保険料率は、同号の規 定にかかわらず、 <u>39, 034円</u> とする。 5 [略]	(保険料率等) 第3条 [略] 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課 に係る令和元年度及び令和2年度の各年度におけ る保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>24,</u> <u>396円</u> とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課 に係る令和元年度及び令和2年度の各年度におけ る保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>30,</u> <u>902円</u> とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、 令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課 に係る令和元年度及び令和2年度の各年度におけ る保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>40,</u> <u>660円</u> とする。 5 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市介護保険

条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。